

諮問日：平成29年1月10日（平成28年度（個）諮問第3号）

答申日：平成29年2月24日（平成28年度（個）答申第3号）

件名：開示申出人が釧路地方裁判所にファクシミリ送信した書面に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

開示申出人が平成28年9月29日に釧路地方裁判所の特定のファックス番号に送信した送達誤配に関する資料に記録された開示申出人に関する保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、釧路地方裁判所長（以下「原判断庁」という。）が、本件対象個人情報を記録した文書は、裁判に関する文書であって、保有個人情報開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件対象個人情報についての裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、原判断庁が平成28年12月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出において、別途開示された文書と同じものを平成28年9月29日にファックスしたのに開示されないのは、不合理である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

- 1 釧路地方裁判所は、本件開示申出に係る保有個人情報を「相馬書記官と橋爪書記官が受け取り確認した書面で開示申出人が送付したもの（ただし、日付は不明であり、宛先はないもの）に記録された開示申出人に関する保有個人情報」

(以下「本件開示申出情報」という。)とした上で、平成28年12月2日付けで、次の(1)から(3)までの各情報を記録した文書を対象文書として特定し、(1)及び(2)の情報を開示するとともに、(3)の情報につき不開示の判断(原判断)をした。

(1) 国庫立替請求書写しに記録された開示申出人に関する保有個人情報

(2) 債権発生通知書写しに記録された開示申出人に関する保有個人情報

(3) 開示申出人が、平成28年9月29日に釧路地方裁判所のファクシミリに対し送信した書面に記録された開示申出人に関する保有個人情報

2 (1) 保有個人情報開示手続の対象となるのは司法行政文書に記録された個人情報に限られ、ここでいう司法行政文書とは裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書であるところ、原判断においては、上記1(1)及び(2)(以下、まとめて「本件開示情報」という。)を開示する旨の判断をし、上記1(3)の情報(本件対象個人情報)については、これを記録した文書は、裁判に関する文書であって、保有個人情報開示手続の対象とはならないとして、不開示とする旨の判断をした。

(2) 苦情申出人は、本件開示情報を記録した文書と同じものを平成28年9月29日にファクシミリ送信したにもかかわらず開示されないのは不合理であると主張する。しかし、釧路地方裁判所から聴取したところによると、本件対象個人情報を記録した文書は、①担当書記官に代えて主任書記官宛てに、釧路地方裁判所の民事部に設置されたファクシミリ番号宛てに送信された文書であること、②それが個別事件について、書記官事務処理に関する事項の問合せのために送信された文書であること、③その文書の性質上、当該個別事件の記録保管庁である原審に同文書を回付する必要はないことを踏まえ、釧路地方裁判所の民事部において、事件書類(事件雑書類)と判断され、同部において保管されているとのことである。上記の各事情を踏まえれば、釧路地方裁判所において、本件対象個人情報を記録した文書について、司法行

政事務を処理するために利用することは想定されないと考えられるから、釧路地方裁判所が、当該文書を事件書類（事件雑書類）であると判断し、釧路地方裁判所の民事部において事件雑書類として保管していることは、合理的である。

そうすると、本件対象個人情報を記録した文書は、個別事件に係る裁判に関する文書であって、司法行政文書には当たらず、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

したがって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年1月10日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同年2月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出は、苦情申出人から、釧路地方裁判所に対し、本件開示申出情報の開示を申し出るものである。これに対し、原判断庁は、本件開示情報を開示するとともに、本件対象個人情報を記録した文書は裁判事務に関する文書であって、司法行政文書には当たらず、保有個人情報開示手続の対象とはならないとして不開示とし、最高裁判所事務総長も、原判断を相当としているから、本件対象個人情報を不開示とした判断の当否について検討する。

2 (1) 取扱要綱記第4の1本文は、「裁判所は、本人又はその法定代理人から当該本人に関する保有個人情報の開示の申出があった場合は、当該本人又はその法定代理人に対し当該保有個人情報を開示するものとする。」と定め、同記第1の2は、「この取扱要綱において「保有個人情報」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的

に利用するものとして、裁判所が保有しているものという。ただし、司法行政文書（裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録（略）であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。」と定めている。そして、司法行政文書には、裁判事務に関する文書は含まれず、裁判事務に関する文書には、事件書類として裁判所の裁判部において管理している文書が含まれると解される。

(2) そこで、本件対象個人情報について検討すると、最高裁判所事務総長の説明によれば、本件対象個人情報を記録した文書は、平成28年9月29日に苦情申出人が釧路地方裁判所の民事部の主任書記官に宛てて民事部に設置されたファクシミリ番号に送信した文書であり、個別事件について、書記官事務処理に関する事項の問合せのために送信された文書であるとのことである。そして、当該文書は、釧路地方裁判所の裁判部である民事部において事件書類として保管されているとのことである。このような当該文書は、裁判事務に関する文書であると解される。また、当該文書は、事件当事者との書記官事務処理に関するやりとりで受領した事件書類であるというのであるから、当該文書を司法行政事務の処理のために利用することは想定できないとする最高裁判所事務総長の説明も合理的である。

そうすると、本件対象個人情報を記録した文書は、取扱要綱記第1の2にいう「司法行政文書」には当たらないというべきであるから、本件対象個人情報は、取扱要綱記第1の2に定める「保有個人情報」に該当しない。

3 以上のとおりであるから、本件開示申出につき、本件対象個人情報を記録した文書は司法行政文書には該当せず、本件対象個人情報は、開示手続の対象となる保有個人情報に該当しないというべきであるから、これを不開示とした原判断は、妥当であると判断した。

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人